

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・令和2年度地籍調査に関する事業計画
- 長崎県交通事故相談所設置及び運営要綱の一部改正
- ・保安林の指定施業要件の変更
- ・道路の区域変更（7件）
- ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名

土地対策室
交通・地域安全課
林 政 課
道路維持課
物品管理室

◎ 公 告

- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧
- ・土地改良区の役員の就退任（2件）
- ・土地改良区の定款変更の認可（5件）
- ・都市計画の案の縦覧（2件）
- ・一般競争入札の実施

漁業振興課
農村整備課
〃
都市政策課
物品管理室

◎ 公安委員会告示

- ・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認

交通企画課

告 示

長崎県告示第440号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により令和2年度の地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
長崎市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、災害等の迅速な復旧を図るため	元町等4区域 立山5丁目 浜平2丁目 磯道町第1 城山町 城栄町 弁天町 旭町 光町 曙町 淵町第1 淵町第2 飯香浦町第1	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで

		虹が丘町 立岩町第1 立岩町第2 八景町 田上二丁目 大浜町第1 大崎町第1 宮摺町第1 青山町第1 青山町第2
佐世保市	地籍の明確化により、防災対策の推進に資するため	松山折橋 須田尾若葉 白南風干尽 木風 南風崎第一
島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	白山第5 白山第6 白山第7・霊丘第1
諫早市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	船越・立石・上野 小船越第1 小船越第2 貝津第1の1 久山第1 小船越第3
大村市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	松原第二 松原第三 鈴田第二 三浦第一 三浦第二 三浦第三 三浦第四
平戸市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	大久保第14-1 大久保第18-1 大久保第18-2 大久保第21-5 深川C 深川D 木引A 木引C 深川E 木引B 宝亀D 津吉A 津吉B 津吉C 津吉D
松浦市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	志佐里第1 志佐里第2 志佐里第3 志佐高野第1 志佐高野第2 今福木場第2 寺上第1 相坂第1

		相坂第2 田原 大崎
対馬市	地籍の明確化により、公共事業 の円滑化を図るため	下原第1 下原第4 下原第5 久根浜第2 琴第4－1 琴第4－2 貝口第3 嵯峨第1 佐護西里第4 佐護西里第5－1 佐護西里第5－2 横浦第3 濃部第2 濃部第3 飼所第1 飼所第2 古里第1－1 古里第1－2
五島市	地籍の明確化により、公共事業 の円滑化を図るため	繁敷第一 荒川第十二 玉之浦第四 浜第五 増田第一 荒川第十三 荒川第十四 荒川第十五 小泊第一 小泊第二 小泊第三 増田第三
雲仙市	地籍の明確化により、公共事業 の円滑化を図るため	北本町第1 北本町第2 北本町第3 雲仙第1－1 雲仙第1－2 雲仙第2 雲仙第3
南島原市	地籍の明確化により、公共事業 の円滑化を図るため	永引無田(一部) 谷川第3 下宮原第3(一部) 下宮原第3(残部) 塔之坂 野田第3 野田第4 野田第5 野田第6 田平第5 田平第6 田平第7 野田第2(一部)

	野田第2(残部)	
--	----------	--

長崎県告示第441号

長崎県交通事故相談所設置及び運営要綱（昭和42年長崎県告示第337号）の一部を次のように改正し、令和2年6月16日から施行する。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(事業) 第3条 相談所は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 交通事故の当事者及び当事者の家族等から交通事故に関する相談を受け、指導助言を行うこと。 (2) 前号に掲げる者に対して、必要に応じ、交通事故相談に関して<u>援護を行う関係機関及び団体の教示、取次ぎを行うこと。</u> (3) 交通事故相談に関する市町からの質疑、照会に対応すること。 (4) <u>交通事故相談に関する広報を行うこと。</u> (5) <u>その他交通事故相談に関して必要な事項</u>	(事業) 第3条 相談所は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。 (1) 交通事故により被害を受けた者又はその家族の交通事故相談に応じ、指導助言を行なうこと。 (2) 前号に掲げる者に対して、必要に応じ、交通事故<u>援護</u>の関係機関又は団体への<u>あつせんを行なうこと。</u> (3) <u>市町に対し、交通事故相談事案の処理について指導すること。</u> (4) <u>交通事故被害者の援護について、市町及び関係機関相互の連絡を図ること。</u> (5) <u>交通事故被害者の援護についての広報を行なうこと。</u> (6) その他必要な事項 (相談業務等の実施基準) 第4条 相談所の交通事故相談及び関係援護機関等への<u>あつせんに関する業務の実施の基準は、次のとおりとする。</u> (1) <u>賠償問題については、事故状況その他の事実関係のじゅうぶんな調査に基づいて、深みのある指導助言を行なうこと。</u> (2) <u>賠償問題に関する相談事案の処理にあたっては、当事者間の示談交渉そのものに介入しないこと。</u> (3) <u>賠償問題に関する相談事案で訴訟、調停等の司法手続きによらなければ問題の解決が困難と認められるものについては、利用可能な諸司法手続きを一般的に教示するにとどめ、弁護士会交通事故処理委員会又は法律扶助協会にあつせんして、その処理に委ねること。</u> (4) <u>更生問題に関する相談事案については、更生の方法、各種社会福祉制度の利用等につき指導助言するとともに、必要に応じ、福祉事務所、公共職業安定所又は社会福祉協議会等にあつせんを行なうこと。</u> (5) <u>その他一身上の問題についても、できる限りの相談に応じること。</u> (6) <u>交通事故相談実施後においても、なお引き続いて補完的な指導を要すると認められるものについては、市町、民生委員又は人権擁護委員に連絡し、補完的な指導を行なう等の協力を求めること。</u> (交通事故相談員) 第4条 相談所に、交通事故相談員（以下「相談員」という。）を置き、交通事故当事者又はその家族等からの相談に応じ、必要な指導助言及びこれらに付随する業務を行う。 2 相談員は、<u>会計年度任用職員</u>とする。
	(交通事故相談員) 第5条 相談所に、交通事故相談員（以下「相談員」という。）を置き、交通事故被害者又はその家族からの相談に応じ、必要な指導助言及びこれらに付随する業務を行う。 2 相談員は、<u>非常勤</u>とする。 (顧問弁護士) 第6条 相談所に顧問弁護士を置き、法律上の助言、指導を

(その他) 第5条 この要綱に定めるもののほか、相談所の運営に関し必要な事項は、別に定める。	行う。 (運営) 第7条 相談所は、相談内容によって、すみやかに関係機関及び団体に連絡し、その処理を適正に行なうものとする。 2 相談所は、相談事項を交通事故相談処理簿（様式第1号）により整理し、交通事故相談処理報告書（様式第2号）によって知事に報告するものとする。 (その他) 第8条 その他相談所に関して必要な事項は、別に定める。
--	---

様式第1号及び様式第2号を削る。

長崎県告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和 2 年 6 月 16 日

長崎県知事 中村 法道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐世保市口の尾町873の1・886の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、882、883の1、884の1、885の1、889の1、烏帽子町391の1・407の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、407の2、407の3、407の5、407の6、407の8から407の11まで、407の13、小佐世保町187・188・944・949（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、61、63、66から68まで、71から78まで、82、83、181、184から186まで、189から192まで、197から200まで、204から209まで、909から911まで、914、916から922まで、923の1、926から935まで、937から940まで、943、945、963、1096、1106、1107

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

口の尾町873の1・886の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、882、883の1、884の1、885の1、889の1

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び佐世保市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 16 日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐々鹿町江迎線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市鹿町町土肥ノ浦60番1地先から 佐世保市鹿町町土肥ノ浦61番1地先まで	前	11.5～11.5	17.0	
	後	12.8～12.8	17.0	

長崎県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐々鹿町江迎線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市鹿町町土肥ノ浦65番8地先から 佐世保市鹿町町土肥ノ浦65番8地先まで	前	10.8～11.0	21.8	
	後	11.8～12.0	21.8	

長崎県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐々鹿町江迎線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市鹿町町土肥ノ浦81番3地先から 佐世保市鹿町町土肥ノ浦82番1地先まで	前	10.9～12.3	22.0	
	後	11.9～13.3	22.0	

長崎県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐世保吉井松浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市吉井町直谷1239番6地先から 官公有無番地先(佐世保市吉井町直谷1230番2)まで	前	8.6~12.1	102.1	
	後	10.8~13.1	102.1	

長崎県告示第447号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐世保吉井松浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市吉井町直谷1229番15地先から 佐世保市吉井町直谷1221番12地先まで	前	8.9~11.3	75.2	
	後	10.4~12.7	75.2	

長崎県告示第448号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐世保吉井松浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市吉井町直谷1222番3地先から 佐世保市吉井町直谷1066番7地先まで	前	7.5~24.5	537.0	
	後	10.5~25.8	537.0	

長崎県告示第449号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐世保吉井松浦線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市吉井町直谷1059番1地先から 佐世保市吉井町直谷1055番1地先まで	前	7.8～34.9	50.3	
	後	11.7～36.0	50.3	

長崎県告示第450号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----------|-----------------------|-------|----|
| ① 2入札第48号 | 電子計算機ネットワークシステム（長崎地区） | 標準仕様1 | 1組 |
| ② 2入札第49号 | 電子計算機ネットワークシステム（島原地区） | 標準仕様1 | 4組 |
| | | CAD仕様 | 1組 |
| | | PGM仕様 | 1組 |
| ③ 2入札第50号 | 電子計算機ネットワークシステム（五島地区） | 標準仕様2 | 1組 |

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和2年7月1日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありせん。の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）

シ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県対馬市美津島町黒瀬312番地
藤島 強
長崎県対馬市美津島町今里406番地3
吉村 元嗣
- (2) 加入区
美津島町西海加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
美津島町西海漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県対馬市美津島町竹敷4番地220
美津島町西海漁業協同組合

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、愛津原土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 尾 文 昭	雲仙市愛野町乙3180番地	松 尾 文 昭	雲仙市愛野町乙3180番地
田 中 哲	雲仙市愛野町乙2962番地 1	田 中 哲	雲仙市愛野町乙2962番地 1

山 崎 正 臣	雲仙市愛野町乙4078番地 1	山 崎 正 臣	雲仙市愛野町乙4078番地 1
松 尾 喜 幸	雲仙市愛野町乙3261番地	松 尾 喜 幸	雲仙市愛野町乙3261番地
永 野 秀 明	雲仙市愛野町乙4054番地	永 野 秀 明	雲仙市愛野町乙4054番地
佐 藤 繁 幸	雲仙市愛野町乙4115番地 1	佐 藤 繁 幸	雲仙市愛野町乙4115番地 1
宮 本 達 也	雲仙市愛野町乙4208番地	宮 本 達 也	雲仙市愛野町乙4208番地
西 山 八 郎	雲仙市愛野町乙4066番地 2	西 山 八 郎	雲仙市愛野町乙4066番地 2
山 川 平	雲仙市愛野町乙3880番地	山 川 平	雲仙市愛野町乙3880番地
深 川 喜佐義	雲仙市愛野町乙3253番地	深 川 喜佐義	雲仙市愛野町乙3253番地
田 中 清 晴	雲仙市愛野町乙3197番地	田 中 清 晴	雲仙市愛野町乙3197番地
永 尾 修 平	雲仙市愛野町乙3074番地 1	永 尾 修 平	雲仙市愛野町乙3074番地 1
高 谷 市 郎	雲仙市愛野町乙3131番地	高 谷 市 郎	雲仙市愛野町乙3131番地
濱 崎 定 信	雲仙市千々石町丙1453番地	濱 崎 定 信	雲仙市千々石町丙1453番地
平 野 幸 一	雲仙市千々石町丙1224番地	平 野 幸 一	雲仙市千々石町丙1224番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 崎 力	雲仙市愛野町乙3818番地	山 崎 力	雲仙市愛野町乙3818番地
高 谷 幸 安	雲仙市愛野町乙3208番地	高 谷 幸 安	雲仙市愛野町乙3208番地
山 本 栄 一	雲仙市愛野町乙2489番地 1	佐 藤 健一郎	雲仙市愛野町乙4112番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、古江・田中土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
吉 岡 博 幸	南島原市深江町丙1322番地	吉 岡 博 幸	南島原市深江町丙1322番地
松 本 健 一	南島原市深江町乙11番地	松 本 健 一	南島原市深江町乙11番地
下 田 康	南島原市深江町乙296番地 1	石 橋 義 家	南島原市布津町丙2481番地
石 橋 義 家	南島原市布津町丙2481番地	柴 田 勝 文	南島原市深江町甲1227番地
柴 田 勝 文	南島原市深江町甲1227番地	下 田 康	南島原市深江町乙296番地 1
下 田 義 富	南島原市深江町甲4303番地 3	小 林 知 誠	南島原市深江町甲4204番地 3
林 田 恵 資	南島原市深江町甲4700番地 1	林 田 恵 資	南島原市深江町甲4700番地 1
市 川 栄 治	南島原市深江町乙975番地	市 川 栄 治	南島原市深江町乙975番地
蒲 川 幸 吉	南島原市深江町乙778番地	蒲 川 幸 吉	南島原市深江町乙778番地
廣 瀬 博 一	南島原市深江町丙1896番地 2	廣 瀬 博 一	南島原市深江町丙1896番地 2
平 田 耕 策	南島原市布津町丙2961番地	平 田 耕 策	南島原市布津町丙2961番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 川 保	南島原市深江町甲204番地	山 川 保	南島原市深江町甲204番地
林 田 敏 幸	南島原市深江町甲4860番地	本 多 世史朝	南島原市布津町丙2962番地 2
鬼 山 勇 一	南島原市深江町乙846番地	林 田 敏 幸	南島原市深江町甲4860番地
川 田 章 示	南島原市深江町戊3020番地37	杉 岡 幸 博	南島原市深江町乙763番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月10日総代会議決）を認可した。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 郷ノ浦東部土地改良区
認可年月日 令和2年6月5日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月26日総代会議決）を認可した。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 芦辺土地改良区
認可年月日 令和2年6月5日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月11日総代会議決）を認可した。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 愛津原土地改良区
認可年月日 令和2年6月5日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月15日総会議決）を認可した。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 小迎土地改良区
認可年月日 令和2年6月8日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月21日総会議決）を認可した。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 豆酥土地改良区
認可年月日 令和2年6月8日

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和2年6月16日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
佐世保都市計画道路 3・4・47号 春日瀬戸越線
- 2 都市計画を定める土地の区域
長崎県佐世保市春日町、桜木町、瀬戸越一丁目及び瀬戸越二丁目
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県県北振興局及び佐世保市役所
- 4 縦覧期間
公告の日から2週間

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和2年6月16日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
佐世保都市計画道路 3・4・2号 佐世保縦貫線
3・6・20号 泉福寺柚木線
- 2 都市計画を定める土地の区域
3・4・2号 佐世保縦貫線
変更する部分 長崎県佐世保市春日町、横尾町、梅田町、俵町、宮田町、城山町、八幡町、高砂町、谷郷町、天満町、相生町、浜田町、松浦町、常盤町、栄町、島瀬町、本島町、上京町、下京町、戸尾町、三浦町、白南風町、潮見町、若葉町、福石町、稲荷町、藤原町、大和町及び日宇町
3・6・20号 泉福寺柚木線
変更する部分 長崎県佐世保市瀬戸越四丁目、瀬戸越三丁目、瀬戸越二丁目、松原町、矢峰町、小舟町及び柚木町
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県県北振興局及び佐世保市役所
- 4 縦覧期間
公告の日から2週間

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年6月16日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量

①	2入札第48号	電子計算機ネットワークシステム（長崎地区）	標準仕様1	1組
②	2入札第49号	電子計算機ネットワークシステム（島原地区）	標準仕様1	4組
			CAD仕様	1組
			PGM仕様	1組
③	2入札第50号	電子計算機ネットワークシステム（五島地区）	標準仕様2	1組
 - (2) 購入物品の特質等
仕様書による。
 - (3) 納入期限
令和3年3月19日
 - (4) 納入場所及び条件
仕様書による。
 - (5) 入札の方法
前記(1)の①～③についてそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当

しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和2年7月1日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和2年7月28日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和2年7月15日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟1階入札室

（期日）令和2年7月29日 10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

（受領期限）令和2年7月28日 17時00分（必着）

（提出先）長崎県出納局物品管理室

（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
- ① Electronic computer network systems (Nagasaki area)
Standard specification 1, 1 set
 - ② Electronic computer network systems (Shimabara area)
Standard specification 1, 4 sets
CAD specification, 1 set
PGM specification, 1 set
 - ③ Electronic computer network systems (Goto area)
Standard specification 2, 1 set
- (2) Delivery period:
March 19, 2021
- (3) Delivery place:
- ① Prefectural high school in Nagasaki area
 - ② Prefectural high schools in shimabara area
 - ③ Prefectural high school in Goto area
- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. July 28, 2020
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. July 29, 2020
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第17号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定により、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので公示する。

令和2年6月16日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
田川 政行	大村警察署の管轄区域	令和2年6月5日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二一一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥
印刷